

研究ノート

『記憶と和解 教会と過去の過ち』要旨と考察

妹尾 剛 光

“Memory and Reconciliation: The Church and the Faults
of the Past” Summary and Examination

Goko SENO

Abstract

“Memory and Reconciliation” is a document in which the Roman Catholic Church acknowledges faults committed by certain members, past and present, of the Church, such as ‘the division of Christians’, ‘the use of force in the service of truth’, and ‘the hostility towards or distrust of Jews’, asks both God and those offended for forgiveness, and seeks reconciliation with the latter. The basis of this declaration is God’s forgiveness of sincerely acknowledged sin and His commandment to live with others in brotherly love, or agape (charity), as revealed in the Scriptures. The fundamental problem has been that agape, which is to be offered without distinction of persons, had been recognized especially by the mediaeval and the modern Church as properly to be demonstrated only towards those of her own Catholic faith, resulting in schisms dividing Christian from Christian, in the Crusades, in the Inquisition and other forms of persecution of those branded by the Church as either pagans, infidels or heretics, and in frequent complicity with unjust secular powers — all of which had been justified as acts that true faith dictates. The content of the document here examined is thus founded upon respect and toleration for the various non-Roman Catholic faiths and beliefs, each of which has its own particular worth, an evaluation that is to be demonstrated within the limits of due public order or due respect for the rights of human beings and the common good of all (Decrees of the Second Vatican Council).

Keywords: Christianity, Catholic Church, fault, forgiveness of sin, charity (agape), justice, reconciliation, toleration, paganism, heresy.

抄 録

『記憶と和解』は、カトリック教会が教会構成員の過去及び現在の行ないのあるもの（代表的な例は、「キリスト者の分裂」、「真理に仕える時の強制力の使用」、「ユダヤ人に対する敵意や不信」）の過ちを認めて、それに対する神の赦しを求め、傷つけられた人々の赦し、その人々との和解を求める文書である。その根底には、聖書に啓示された、心から認めた罪に対する神の赦しと神の掟「兄弟愛、アガペを生きよ」がある。基本的な問題は、観念としては誰彼を問わずどの人間に対しても与えられるべき愛であったアガペが、特に中世や近代の実践においては、信仰を同じくする人々の間での愛であり、異教、異端の人々に対しては、教会分裂、十字軍、異端審問、不正な権力との協同などが真の信仰に基づく業として行なわれてきたということにある。この文書は従って、カトリック以外のさまざまな信仰、信念を、それが当然の社会秩序、即ち、人間の権利、万人に共通の善を傷つけない限り、それぞれに独自の価値を持つものとして尊重し、寛容すること（第二ヴァティカン公会議教令）を基にしている。

キーワード：キリスト教、カトリック教会、過ち、罪の赦し、愛(アガペ)、正義、和解、寛容、異教、異端。

教皇庁国際神学委員会（委員長 Joseph Cardinal Ratzinger）は、ヨベルの年2000年（大聖年）を迎えるに当り、教皇ヨハネ・パウロ2世（在位1978-2005）が長年にわたって問い掛けてきた「教会と過去の過ち」の問題を検討し、その結論を『記憶と和解 教会と過去の過ち』¹⁾として2000年3月に公表した。以下にその要旨と私の考察を記す。

I. 『記憶と和解 教会と過去の過ち』

序

「記憶の清めは、過去の出来事の歴史的、神学的評価を新たに行なうことを通して、個人及び共同体の良心を過去の過ちの遺産であるあらゆる形の恨みと暴力から解き放つことを目指している。」これが正しく行なわれるならば、現在も生き続けている過去の過ちの結果に関わって、罪を認めて和解を作り出すのに役立つであろう。

これは、「[キリスト者の名を持っていたあるいは持っている人々がなした悪を認める、勇気と謙遜の行ない]」である。それは、「象徴としての[キリストの]からだにおいてわたしたちを互いに結びつけている絆」の故に、「わたしたちのすべては、個人としては責任がなく、ただ御一人すべての[人の]心を知っておられる神の裁きを侵すことがなくても、わたしたちより先に生きた人々の誤り、過ちの重荷を負っているという信念に基づいている。」ヨハネ・パウロ2世は、「私は、……教会が、主から受ける聖性[愛]の強さにおいて、神の前にひざまずき、自分の子らの過去及び現在の罪の赦しを希うことを求めます。」と言われている。

以下の本論は、「[記憶の清め]」の行ないを可能にする条件、「過去の過ちの悔い改めを成り立たせる[一般的]前提条件」を明らかにする。「教会とは[ここでは]、洗礼を受け

引用文中（ ）は原文の括弧、[]内は引用者。

1) 底本は、International Theological Commission, *Memory and Reconciliation: The Church and the Faults of the Past*, Catholic Truth Society, London, 2000.

なお、http://www.vatican.va/roman_curia/congregations/cfaith/documents/rc_con_cfaith_doc_20000307_memory-reconc-itc_en.htmlをも参照したが、単語の綴りに、底本は基本的にイギリス式、httpはアメリカ式の違いが散見されるだけで、両者の内容は全く同じである。なお、同時に公表されたドイツ語訳に拠ったところが二箇所(3.1.及び結び)ある。

日本語訳としては、教皇庁国際神学委員会『記憶と和解 教会と過去の種々の過失』（東門陽二郎訳）カトリック中央協議会、東京、2002、がある。小論の翻訳は私が行なったが、この日本語訳を後で参照して訳語を修正した箇所が幾つかある。また、東門神父からは、この文書に関連するカトリック教会の考えについて貴重な御教示を得た。共に厚く感謝したい。

この文書に対する簡単な論評として、加山久夫「法王の熱意示した中東訪問 「二重外交」で摩擦の懸念も」(朝日新聞 2000年3月28日夕刊)がある。

た人々の共同体であり、目に見える形と切り離すことができず、その牧者たちの指導の下に歴史の中で働き、生命を与える聖霊の行ないによって深い神秘として一つにされている共同体と理解されている。」

「記憶の清め」の行ないの目的は、「神の賛美」である。「なぜなら、神の真理とその要求に従い生きることは、主の永遠の慈悲と正義を、わたしたちの過ちとともに、告白することになるからである。……神の前でのみ、過去と現在の過ちを認めることは可能となり、その結果、わたしたちは、この世の唯一人の救い主、キリスト・イエスにおいて神により、神に対し和解させられて、わたしたちを傷つけた人々を赦すことができるようになるでしょう。」

1. 問題：過去と現在

1.1. 第二ヴァチカン公会議〔1962-1965〕以前

過去において教会の中の個人が聖年に sacrament による赦しを得て、罪の罰の全面的あるいは部分的免除を受けるということはあった。しかし、教会が——その権威者である教皇、司教、公会議が——教会自身の過去の過ちを公然と認めたことは、ハドリアノ6世が1522年11月25日に過ちを認めた例はあるが、極めて稀であり、その過ちに対して神の赦しを求めた例は全くない。第二ヴァチカン公会議においてパウロ6世がはじめて、キリスト者の間の分裂に関わって、「神と東方教会の分離した兄弟の赦し」を求め、あわせて、自分はカトリック教会が受けた罪の行ないに対する赦しの用意があることを明言した。ここでは問題はキリスト者の間の分裂の罪に限定されており、また、互いに赦し合うことが前提とされていた。

1.2. 第二ヴァチカン公会議の教え

第二ヴァチカン公会議は、パウロ6世と同じ態度を表明した。その上公会議は、教会分裂の過ちの他にも、信仰と科学とは対立するものと人々に思わせる態度、自分たちの怠慢のために神と宗教の本当の顔を覆い隠して無神論を生み出す一因となった過ち、反ユダヤ主義の迫害や表明をキリスト者の過ちの例として挙げた。但し、これらに対する赦しは求めている。

神学的には、公会議は、「教会の欠けるところのない忠誠とその構成員、過去、現在の聖職者あるいは平信徒の弱さとを区別している。」「教会は、その胸に罪人を抱いているのであり、神聖である〔「しみやしわのない……聖なる、汚れのない」キリストの花嫁（エフェソ書5：27.参照）〕と同時に、常に清めを必要としており、悔い改めと再生の道を

絶えず歩いている。』²⁾

公会議は更に、今生きている人々の、同じ宗教共同体に属する人々が犯した過去の過ちに対する責任の規準として、次の二つのことを挙げている。1. キリストの受難の時に行なわれたことを、当時のすべてのユダヤ人に無差別にあるいは現在のユダヤ人に負わせることはできない。2. 大きな共同体がカトリック教会との完全な交わりから——両側の人々の過ちを伴い——分離した場合、現在その共同体に生まれてきて、その中でキリストの信仰を教えられている人々に分離の罪を負わせることはできない。

公会議後初の聖年（1975年）に「パウロ6世は「再生と和解」という主題を与え、和解はまず第一に〔神との和解を基に〕カトリック教会の信徒の間で行なわれるべきことを……明らかにした。』

1. 3. ヨハネ・パウロ2世の赦しの懇請

ヨハネ・パウロ2世は、パウロ6世や第二ヴァティカン公会議と同じく、「キリスト者との間の分裂」に関わる「痛ましい記憶」に対する後悔を表明しただけでなく、加えて教会やキリスト者の個々の集団がさまざまな面に関わった歴史の中の多くの出来事に対しても赦しを求めた。

その上、「教会が、「自分の子らの罪深さをより十分に意識して」……〔自分の子らが〕悔い改めを通して、過去〔及び現在〕の誤りと背信、矛盾、行為の怠慢の事例〔キリスト者の分離、福音伝道における「暴力や不寛容の方法」など〕を自分の中から取り除き、自らを清めること」を励ますよう求めている。

ヨハネ・パウロ2世は更に、過去の悪に対する責任という神学上の問題について、「赦しのサクラメントにおいて、「罪人はただ一人で神の前に、自分の罪、悔い改め、信頼と共に立っている。誰も彼に代って悔い改め、彼の名において赦しを求めることはできない。』」と述べている。「従って、罪は、たとえそれが教会全体を傷つけるとしても、常に個人のものである。……また、〔正義、自由、平和が損なわれる時などの〕「社会の罪」……は常に「個人の罪が多く積り、集中した結果」である、……〔従って〕過ちの責任は、行為や不作為により、あるいは、不注意によって、それに自発的に同意した人々の集団を越えて拮げることは適切ではありえない」。

1. 4. 提起された問題

教会は、何世紀にもわたって生きてきた社会として、その中にさまざまな体験を持って

2) *Decrees of the Ecumenical Councils* (ed. Norman P. Tanner, 2 vols., Sheed & Weed and Georgetown U. P., 1990.), p.855. Cf. *Do.*, p.881.

おり、そこには聖性と並んで背信や罪がある。

しかし、過去の出来事に関しては、信仰を持つ者としての教会構成員の責任と、当時の社会あるいは聖と俗とが密接に絡まりあった権力構造の責任とは区別されなければならない。

これに関わっては、さまざまな難しい問題がある。過去の人々を今日の良心によって裁くことは安易すぎないか？しかし、神の真理とそれに基づく道徳の要請はいつの時にも価値あるものではないのか？などなど。まず第一に、十字軍や異端審問などの過去の過ちに対する赦しの懇請は、とりわけ今日の人々に向けてなされる時、どれ程の大きさのものであるかという問題がある。これを聖書及び神学に探る。

2. 聖書による探究

2.1. 旧約聖書

罪の告白とその罪に対する赦しの求めは、聖書のいたるところに見られる。これらは、a. 個人の罪と、b. 民全員（及びその先祖）の罪の二つの場合に区別できる。ここでは、今の問題の性格上、bの場合に限定して検討する。

bの場合には更に、罪を告白する者及び罪を共に負っていると見なされている者に着目して、次の四つの場合を区別できる。

1. 民全員が神に対する自分たちの罪を告白する（先祖の過ちには明確には触れていない）。
2. 民の罪をその宗教的指導者が告白する（指導者自身はその罪に明確に与っていると言っている場合も、言っていない場合もある）。
3. 民あるいはその指導者が先祖の罪のことを言う（今生きている人々の罪のことは言わない）。
4. 先祖の罪を今生きている人々の誤りと明確に結びつけて告白する。

これらの個所の検討から次のことが言える。1. 「先祖の罪」の告白はすべての場合に、神に対してのみ行なわれている。2. 民により告白される民の罪は、他の人々に対する罪で（も）あるというよりは、直接神に対する罪である（民数記 21：7. は唯一の例外として、神とともにモーセの名を挙げている）。

聖書では、先祖の罪の赦しの懇請を何故相手の人々にしていないのか？考えられる理由は、1. 聖書の神中心主義は、神に対して行なわれた過ちを認めることを優先させる、2. イスラエルが他の民に対して行なった暴力行為は、神の命令の遂行と考えられている、3.

イスラエルが他の民から受けた虐待体験がその民の赦しを求めるという考えを起させなかった。

しかし、それはいずれにせよ、聖書には「罪と恵みにおける世代間の連帯の感覚」があって、自分たちが神から離れ、神の掟を行なわなかったことに関わって、先祖をも含む自分たちの罪の責任を認めている（ダニエル書補遺 アザルヤの祈り 3.6-7. バルク書 2:11-13. 参照）。「教会は、彼等の例に倣い、自分の子らの歴史上の罪に対する赦しをも求める。」

2.2. 新約聖書

新約聖書において罪と結びついている基本的主題は、「神の絶対の聖性」である。イエスの神は、「聖なる父」（ヨハネ伝 17:11. ヨハネ第一書 2:20. 参照）である。これは旧約聖書における「神の絶対の聖性」という考えを反映している。「しかし、キリスト教信仰にとっては、神の聖性はナザレのイエスという人において歴史の中に入ったのである。旧約聖書における観念は棄てられたのではなくて、発展させられた。それは、神の聖性は、受肉した御子の聖性の中に存在することになるという意味においてである（マルコ伝 1:24. ルカ伝 1:35. 4:34. ヨハネ伝 6:69. 使徒行伝 3:14. 4:27. 30. 黙示録 3:7. 参照）。御子の聖性は「御子の人々」によって分ち持たれ（ヨハネ伝17:16-19. 参照）、この人々は御子において〔神の〕子とされる（ガラテヤ書 4:4-6. ロマ書 8:14-17. 参照）。自分の隣人に対する愛がなければ、イエスにおいて神の子となることを望むことはできない（マルコ伝 12:29-31. マタイ伝 22:37-38. ルカ伝 10:27-28. 参照）。」

こうして「キリスト者は、正義の、人間によるあらゆる基準を越え、キリストと父との相互関係を映す人間の間の相互関係を作り出すまでに愛し、赦すことを求められている（ヨハネ伝 13:34f. 15:1-11. 17:21-26. 参照）。」このことを基にして、「和解と過ちの赦し」が強調されている。神がわたしたちの過ちに対して常に赦しを差し出されているように、自分を傷つけたすべての人々を赦すようイエスは弟子に求められている（マタイ伝 6:12-15.）。

「他人に傷つけられた人は最初の一步を踏み出して、「心から」差し出す赦しによってその罪を帳消しにするようにとイエスは強く言われている（マタイ伝 18:35. マルコ伝 11:25. 参照）。それは、自分もまた神の前に罪人であること、神は心から請い願われる赦しを拒否されることはないということを知った時に行なわれる。」マタイ伝 5:23-24. にあるように「前もって隣人に対する損害を償おうとしない人の礼拝の行ないは、神に喜ばれない。大切なことは、自分の心を変えて、自分は本当に和解を求めているということ

を適切な仕方で示すことである。罪人は、しかし、自分の罪が自分と神との、また隣人との関係を傷つけているということを知った時に (ルカ伝 15:21. 参照)、神からだけ赦しを期待できる。なぜなら神だけが常に慈悲深く、わたしたちの罪を帳消しにしようとしておられるからである。これはまた、一度限りの行ないでわたしたちを罪から清められたキリストのいけにえの意味でもある (ヘブライ書 9:22. 10:18. 参照)。こうして、傷つけた者と傷つけられた者とは神によって和解させられる、神はすべての者を慈悲において受け容れ、赦される。」

初期教会は、新しい宗教として未来に目を向けていたためか、過去の罪に注意を向けて赦しを求めることはなかった。しかし、新約聖書には、より広く、微妙な視点がある。即ち、キリスト者には、「イエスの死と復活によって可能となった」「新しい創造」(コリント後書 5:17. ガラテヤ書 6:15. 参照) を既に生きているということと、「アダムの上落の故にこの世にある罪への傾向」という相反する経験が共にある。「[キリストを] 信ずる者は、主イエスの死と復活 (例えば、ロマ書 6:1-11. ガラテヤ書 3:27-28. コロサイ書 3:10. コリント後書 5:14-15. 参照) が歴史の一部となって、歴史の中で「恵みが満ち溢れる」(ロマ書 5:12-21. 参照) ことを信頼しなければならない。」聖書をよく読めば、初期教会もまた、洗礼を受けた者の尊厳とともに、それにもかかわらず彼等の不完全、弱さを十分に自覚していたことが分かる。

2.3. 聖書のヨベルの年

「和解と過去の状況の克服」の聖書における重要な先例の一つがレビ記25章にある〔50年毎の〕ヨベルの年の実施である。

当時の社会状況では、多くの人々が生活の困難を切り抜けるために、土地、家、召使、子供を少数の裕福な人々に引き渡して、負債、貧困、奴隷状態の中で生きなければならなかった。

ヨベルの年は、神がエジプトの国から導き出して自由を与え、カナン土地を与えた「神の民」(レビ記 25:38.) の一番小さな家族にも独立を回復させるための定めであった。「ヨベルの年の実施は、過ちを暗黙のうちに認めて、〔社会の〕正しい秩序を再び打ち立てようとするのであった。一人のイスラエル人——かつては奴隷であったが、今では神の強い力によって解放された——を疎外するような制度は、事実、エジプト脱出におけるまた脱出を通しての神の救いの行ないを否定するものであった。」

「犠牲者や苦しむ人々の解放は、預言者たちのはるかに広い預言の出来事の一部となる。」第二イザヤは、苦しむ僕の歌 (イザヤ書 42:1-9. 49:1-6. 50:4-11. 52:

13.-53:12.) でこのヨベルの年の行ないを發展させて、償いと解放、立帰と贖罪という主題に触れた。「イザヤ書58章は、社会正義に対する配慮のない儀式遵守に対する攻撃である。それは、虐げられた人々の解放への呼びかけであり（イザヤ書 58:6.）、とりわけ同胞の義務に焦点が当てられている（イザヤ書 58:7.）。イザヤ書61章はより明確に、ヨベルの年のイメージを使って、油注がれた者を、貧しい人たちに「良い知らせを伝え」、捕われた人々に自由を宣言し、主の恵みの年を告知するために遣わされる神の使者として描いている。」

2.4. 結び

以上のことから、ヨハネ・パウロ2世の「教会は自分の子らが過去に加えた苦しみや悪に対する罪を認めよ」という「教会に対する呼びかけ」とこれに伴うであろう行ないは、聖書の中にそれに正確に相当する言葉があるのではない。「しかし、それは、神の聖性、神の民の世代間の連帯、人々の罪深さについて聖書が言っていることを基にしている。」それは、「聖書のヨベルの年の精神」即ち「神の原初の創造計画の秩序を再び打ち立てようとする行ないを呼びかける精神」を正確に表わしている。これは、イエスが始められたヨベルの年の「今日」の宣言（ルカ伝 4:21. 参照）がイエスの教会において引き続き行なわれるようにという要請である。更に言えば、「このすばらしい恵みの経験は、神の民の全体に、また洗礼を受けた個々の人に働きかけて、受けた罪の行ないをいつも進んで赦すようにという主から受けた命令を更によく認識させる。」

3. 神学における基礎

ヨハネ・パウロ2世の教皇書簡 *Tertio millennio adveniente* [『紀元2000年の到来』1994] が指摘している通り、「教会は、御子のいけにえと聖霊の賜物によって、父により聖なるものとされている」と同時に、「洗礼において生命を与えた人々の罪を現実に関与に引き受けているという点である意味で罪人である」。「これは、キリスト・イエスがこの世の罪を引き受けられた仕方に似ている（ロマ書 8:3. コリント後書 5:21. ガラテヤ書 3:13. ペトロ前書 2:24. 参照）。」「教会は、選ばれた者の共同体であると同時に、……過去及び現在の正しい者と罪人とを共にその胸に抱いている共同体である。」従って、「教会は聖であり、同時に、たえず清めを必要としている。」ここに、この二つの面をどのようにして一つに統合できるかという問題が生まれる。

3.1. 教会の神秘

「教会は歴史の中にあり、同時に、歴史を超えている。「信仰の目をもって」はじめて人

間は教会を目に見える現実において、同時に、神の生の担い手としての霊の現実において見ることができる。」この二つの面が統合された教会の姿は、「受肉した神の言葉において、〔神の言葉である御子が〕身につけられた人間性は御子という神のペルソナの行ないの印であり、器であるということと似ている」。

しかし、教会と受肉した言葉、キリストとは、次の点で基本的に違っている。「キリストは、「聖であり、罪なく、汚れなく」(ヘブライ書 7:26.)、罪を知らなかった(コリント後書 5:21. 参照)……。教会はしかし、その胸に罪人を抱いており、聖であると同時に、常に清めを必要としており、絶えず悔い改めと再生の道を歩いている。」「教会の構成員はすべて、聖職者を含めて、自分たちは罪人であるということ認めなければならない(ヨハネ第一書 1:8-10. 参照)。」

パウロ6世が既に言っているように、「教会自体は恵みの生命以外の生命を持っていない……。この故に教会は自分の子らの過ちに苦しみ、償いをする。教会は、この過ちが作り出した傷から自分の子らを、キリストの血と聖霊の賜物により解放する力を持っている。」

こうして「時間、空間を通しての教会の神秘の統一の中に、聖性、悔い改めと改革の必要、母なる教会の行ないにおけるそれらの明確な表現という〔三つの〕面を考えることができる。」

3.2. 教会の聖性

「教会は聖である。それは、教会のために自分を捧げて死を受けることにより教会を自分のものとされたキリストによって教会は聖なるものとされ、教会に絶えず満ち溢れている聖霊によって聖なるものとされ続けているからである。……この意味で、最初から、教会の構成員は「聖なる者」と呼ばれている(使徒行伝 9:13. コリント前書 6:1. 16:1. 参照)。しかし、〔御子と聖霊の使命に基づく〕教会の聖性と〔個々の人間の〕教会における聖性とは区別できる。……聖性がとる形は、各人が受ける召命に根差している。……個人の聖性は、常に神と他者に向けられており、従って、本質的に社会的な性格を持っている。それは、「教会における」聖性であり、すべての人間の善へと向かうものである。」

「教会における聖性は従って教会の聖性に符合するものでなければならない。「キリストに従う者は、自分たちの業によってではなく、神御自身の目的と恵みによって神によって召され、主イエスにおいて義とされ、信仰の洗礼において本当に神の子、神の本性に与る者とされ、こうして現実に聖なるものとされたのである。従って、神から受けた聖性を自分たちの生活の中で持ち続け、完成させなければならない。」……これは、各人の自由の

同意と神から来る恵みの助けなしにはできることではない。」

3.3. 絶えざる再生の必要

しかし、「罪があるために、神の民には絶えざる再生と不断の回心が必要である。地上の教会には「本当の聖性の印がつけられている」、しかし、その聖性は「不完全」である。……「全体としての教会は、わたしたちの罪を赦して下さい、と言っている。……」(St. Augustine, *Sermo* 181, 5, 7.) ……「しみもしわもない栄光の教会であることは、キリストの受難によってわたしたちが連れてゆかれる究極の目標である。従って、これが実現するのは天の故国においてはじめてであって、巡礼の途上である地上においてはではない。ここでは、「もしもわたしたちには罪がないと言うならば、わたしたちは自分を欺いている」……」(St. Thomas Aquinas, *Summa Theol.* III, 8, 3, 2.)。現実には、「……「わたしたちの罪を赦して下さい」というこの新しい嘆願において、わたしたちは、放蕩息子のように神の許に帰り(ルカ伝 15:11-32. 参照)、徴税人のように神の前に罪人であることを認める(ルカ伝 18:13. 参照)。わたしたちの嘆願は、わたしたちの悲惨と神の慈悲の「告白」から始まっている。」(*Catechism of the Catholic Church*, 2839.)

「従って、全体としての教会は、自分の子らの罪の告白を通して神に対する信仰を告白し、神の限りない慈愛と赦しの力とを褒め讃える。」各人の聖性と同じく罪も、他の人々に、また、教会に影響を与える。「従って、教会は、キリストと一体とされたが故に聖であるけれども、……神と人との前に教会の過去及び現在の罪深い子らを自分の子と常に認める。」

3.4. 教会は母であるということ

「教会の子らの間に、キリストとの一体と聖霊の働きの故に時間、空間を通して存在する連帯の力によって、教会は自分の子らの罪に対して責任を負うことができるという信念」は、「母なる教会」という観念によく表現されている。「説教と洗礼によって教会は自分の子らに新しい不死の生命を与える、彼等は聖霊によっては生まれ、神から生まれたのである。」

「教会は、信仰と聖性を生み出す環境である、一人の信者と別の信者との間の霊のやりとり、コミュニケーションの中に、兄弟の交わり、祈りの一致、十字架との連帯、共通の証言の中に、絶えず実現されている。この生きたコミュニケーションの力によって、洗礼を受けたそれぞれの人間は、教会の中で神の生命へと生まれるという点で教会の子であると同時に、自らの信仰と愛によって神のために新しい子を生むことに協力しているという点で母なる教会である。」「他方で、洗礼を受けた人間は、罪の故に心の中で教会から離れ

る時に教会の子でなくなるのではない。そのような人間はいつでも恵みの源泉に帰り、自分の罪が母なる教会共同体の全体に負わせている重荷を取り除くことができる。一方で、教会は真の母として、過去及び現在の自分の子らの罪に傷つかざるをえない、しかし、常に子らを愛しつづけ、子らの罪によって作り出された重荷に対してどの時にも責任を負う。」

しかし、「聖性は、神の恵みの果実であるが故に、罪よりも強いということは、信仰の確信である。聖人は、これの輝く証拠であり、すべての人間にとっての模範であり、助けであると認められている。……〔こうして〕教会は、〔自らの〕聖性を喜び、その恩恵を知ると同時に、それにもかかわらず自分は罪人である、罪を犯す主体としてではなくて、むしろ自分の子らの過ちの重さを母としての連帯において引き受け、悔い改めと生命の甦りを通してその過ちを克服するのに共に働くという点で罪人であると認める。この故に、聖なる教会は、「十字架にかけられた主の姿、即ち、忍耐強い愛と謙遜な柔和さのこの上ない証人の姿を教会が十二分に映し出すことを妨げて教会の顔を汚した、そのように多くの子らの弱さに対して深い遺憾を表明する」義務を認める。」

4. 歴史的判断と神学的判断

過去の悪を決める時には、まず、「正確には何が起ったのか、正確には何が言われ、行なわれたのか」を明らかにしなければならない(歴史的判断)。次に、「起ったこと、言われ、行なわれたことは、福音と一致していると考えることができるか、もしもできないとすれば、そのように行為した教会の子らは、行為した状況の中でそのことを認め知ることができたであろうか」と問わねばならない(神学的判断)。「福音と矛盾することが誰々か教会の子らによって教会の名において行なわれたけれども、その人々はそれを福音と矛盾すると考え、避けることができたであろうということが人間の心において確実moral certaintyである時にだけ、現在の教会が過去の過ちに対して償いをするということは意味があることであろう。」

4.1. 歴史の解釈

過去の正しい解釈のためには、解釈する主体と過去の対象との関係の複雑さを考えに入れるなければならない。第一に、この二つは相互に外在的であること、即ち、「過去の出来事や言葉は、現在の枠組に完全に還元はできない」「客観的密度と複雑さ」を持っていること。従って、手に入れることのできるあらゆる情報を使って、「その出来事や言葉が置かれている環境、考え方、状況や生の力学の再構成」を目指さなければならない。

第二に、「解釈する者と解釈されるものとはある共通なものに属しているということ、そのことがなければ過去と現在との間の絆やコミュニケーションはありえないということが認識されなければならない。」このコミュニケーションの絆の基礎は、「すべての人間は、……歴史的関係の複合体の中で生きており、この関係を生きるためには、言葉という媒介、常に歴史的に規定されている媒介、が必要であるという事実」である。過去が残しているさまざまな証拠を通してこの共通性を明らかにするということは、「過去と現在の間のありうる一致の正確さと、コミュニケーションのありうる難しさとを共に判断するということである。」「このためには、前提にある理解〔解釈〕——これはあらゆる解釈行為の一部である——が出来る限り自分を反省し、意識することが、それが解釈過程に及ぼす現実の影響を測り、和らげるために必要である。」

「最後に、知りそして評価しようとする努力を通して、解釈者と過去の解釈対象との間に相互浸透（「地平の融合」）が達成される、理解という行ないはまさにこれにある。これは、過去の出来事や言葉の正しい理解であると〔解釈者が〕判断することの表現である。それは、〔過去の〕出来事が解釈者と彼の世界に対して持ちうる意味をつかんだというのと同じことである。」こうして、過去は現在に影響を与え、「記憶は〔現在を変え〕新しい未来を生み出すことができるようになる。」

「過去とのこの実り豊かな相互浸透は、外在性、共通性、真の適切な理解というそれぞれの段階に対応する基礎解釈行為の織り合わせによって達成される。」過去の「資料」に関して言えば、この解釈行為は、「1）資料の理解、2）自分の資料理解がどれだけ正しいかの判断、3）正しい資料理解であると自分が判断することの明言」である。「過去の証拠を理解するということは、手に入れることができるあらゆる原資料を通してできるかぎりの客観性においてそのことを達成するということである。自分の解釈を正しいと判断するということは、その解釈が自分の理解の前提やありうる先入観によってどの程度方向付けられ、あるいは条件付けられたかもしれないかを誠実に厳密に確認することである。辿り着いた解釈を明言するということは、自分以外の人間を過去との間に作り出された対話の中に引き入れて、その解釈の重要性を確認するとともに、ありうる他の解釈を見つけ出すことである。」

4.2. 歴史探究と神学的評価

歴史的判断と神学的判断とが統合される過程においても同じ解釈行為が働かなければならない。第一に、「過去と現在との違いと外在性の諸要素に最大限の注意が払われなければならない。」「一つの社会、一つの時代に適切な根底枠組、判断は、他の歴史時代の評価

に適用される時に間違いがあって、多くの誤解を作り出すかもしれない。」

第二に、「信仰の解釈の場合には、過去と現在との間の絆は、現在の利益及びどの人間も共に歴史とそれの表現媒介に属しているということによってだけ作り出されているのではなくて、一致を生み出す神の霊の働きと信徒の交わりを構成する原理である啓示の永遠の同一にも基づいている。教会は——時間、空間の中でキリストの霊によって教会に作り出される交わりの故に——自分自身を、あらゆる時代に存在して働いている超自然の相において、即ち、自分の子らの特性であったであろうさまざまな欠陥のすべてにもかかわらず、自分の子らによる選択を通してさまざまな形、状況において、神の賜物に合うようにと召されている、ある意味で独自の主体であると認めざるをえない。唯一つの聖霊における交わりはまた、通時的な意味での「聖徒」の交わりを作り出す。その故に現在洗礼を受けた者は、過去に洗礼を受けた者とのつながりを感じ、——彼等の功績から恩恵を得、彼等の聖性の証しによってはぐくまれているように——また、彼等の過ちを注意深い歴史的、神学的研究によって知った後には、その過ちから生まれた現在の重荷を引き受ける義務を感ずる。」

「さまざまな歴史状況における神の民の交わりのこの客観的、超経験的基礎のおかげで、信者によってなされる解釈は、教会の過去の中に現在に対する非常に独自の意味を認める。解釈の行ないにおいて作り出される過去との出会いは、現在にとって独自の価値を持ち、常に前もって計算することのできない豊かな「遂行的」結果を生み出すことができる。」この時に「弁解や意図的読み」に身を委ねる危険があるから、「歴史科学やその解釈方法」から可能なあらゆる助けを借りなければならない。しかし、「信仰の評価は、それ独自の視野に従い資料に問いかけ、そのことによって……唯一の根元の主体である教会の良心の中で過去と現在とを相互に働きかけ合わせ」なければならない。「このことによって、過去の悪の重さを相対化して、どんなことでも歴史に正当化させようとするあらゆる歴史主義に陥らない道が開かれる。」「教会は、「歴史の中から現われる真実を恐れない。誤りが確定された場合、特にそれが個人や共同体に対して行なわれるべき配慮に関わっている時には、その誤りを進んで認める。……教会は、過去の探究を、教会に対する批難、教会が受けた悪いずれに関しても、信条やイデオロギーの先入観を取り除いた、忍耐強い、誠実な、学問研究による再構成に委ねる。」

5. 倫理的識別

5.1. 幾つかの倫理基準

「道德の次元では、赦しの懇請は常に、責任を、正確に言えば、他者に対して行なわれた悪〔の行為〕に対する責任を認めることを前提にしている。……責任は客観的あるいは主観的である。客観的責任とは、行為が善であるか悪である場合の、その行為自体の道德価値のことである。従って、その行為に関しては責任があるということを言っている。主観的責任とは、行なわれた行為の善悪についての、個人の良心による、その個人の生き方に影響を及ぼす知覚のことである。主観的責任は、行為を行なった人間の死とともになくなる。……子孫は〔それを〕受け継がない。……歴史の中で生き続けることができる唯一の責任は客観的なそれであり、人間は自由の中で、主観的にその責任を負っているあるいは負っていないと考える。こうして、なされた悪は、行為の結果が子孫の良心と記憶に重い負担となりうるということを通して、それをなした人間の死後も生き続けるということがよくある。」

「このことと関連して、相互作用の関係において過去と現在を結びつけている連帯のことを言うことができる。」この連帯の故に、良心に対する負担が非常に重い場合、「共通の記憶」、「客観的な共通の責任」が生まれる。「この責任の重さからの解放は、とりわけ過去の悪に対し神の赦しを懇請することを通して、次いで、適切な場合には、「記憶の清め」が罪、悪事の現在における互いの赦しに結実することを通して、もたらされる。」

「記憶の清めとは、過去を受け継いでいることによって今も残るあらゆる形の恨みや暴力を、新しい、厳密な歴史-神学判断を基にして、個人や集団の良心から取り除くことである。この判断は、新しい道德行為の基礎となる。このことが起るのは、過去の歴史的行為にこれまでには考えられていなかった質があることを示すことができ、それが人間の間に、特に教会と、教会と関係があるさまざまな宗教、文化及び世俗共同体との間に、真理、正義、愛における和解の進展という観点から、現在に対し新しい、これまでとは違う結果をもたらすことができる場合である。」

「過去解釈の過程における歴史的判断と神学的判断との結合は、……両判断間の関係解釈の基礎に、道德の次元で、対応する幾つかの原則を伴っている。

a. 良心の原則。良心は、「道德判断」及び「道德命令」として、ある行為が神の前に善か悪かの最終評価を作り上げる。実際には神のみがそれぞれの人間行為の道德価値を知っている。教会は、イエスと同じように、ある種の行為を類別し、それに対して判断を下し、時には非難することができるし、また、そうしなければならない（マタイ伝 18：15-18.

参照)としても。

b. 歴史性の原則。まさにあらゆる人間行為は行為主体の行為であるが故に、どの個人の良心も、どの社会も、時間と空間のある限られた地平の中で選択し、行為する。人間行為あるいはそれに関連する力学を本当に理解するためには、わたしたちは従って、それらの行為を行なった人々の世界に入らなければならない。……

c. 「根底枠組変化」の原則。啓蒙以前には、教会と国家、信仰と文化、道徳と法の間にはある種の相互浸透があったのに対して、十八世紀からはこの関係に重要な変化が生じた。その結果は、聖なる社会から多元社会へ、あるいは、少数の場合に起ったように、世俗社会への変遷であった。思考と行為の基本型、行為と評価のいわゆる「根底枠組」が変る。この変遷は道徳判断に直接影響を与える。この影響はしかし、道徳原則や道徳それ自体の本性についての相対主義の考えをいかなる意味でも正当とはしない。」

「記憶の清めの過程全体はしかし、それが歴史的評価と神学的知覚との正しい結合を必要としている限り、上に示した基準、原則を考慮に入れる厳格さだけでなく、聖霊の助けを絶えず呼び求めることを伴って、教会の子らに体験されなければならない。これが必要なのは、恨みや正当でない自己非難に陥ることなしに、「その憐れみは代々に限りない」(ルカ伝 1:50.)、生命を求め死を求めない、赦しを求め非難を求めない、愛を求め恐怖を求めない神の告白に辿り着くためである。過去の過ちの誠実な自認が教会や世俗社会内部の態度に働きかけることができる模範としての質にも注意が払われるべきである。なぜならば、それは真理に対する従順の復活と他者とりわけ弱者の尊厳と権威に対する配慮を生み出すからである。この意味で、ヨハネ・パウロ2世が明確に述べた数多くの赦しの懇請は、……〔人々をそれに倣わせ〕和解に向けた、良心の誠実で実り豊かな吟味へと立ち帰らせる。」

以下、「教会の子らの行ないがイエス・キリストの福音と重要な点で矛盾していたと思われる幾つかの例——*Tertio millennio adveniente* [1994] で指摘されているものを含む——」を取り上げる。

5.2. キリスト者の分裂

「統一は、御子によってこの世に啓示された三位一体の神の生命の法である(ヨハネ伝 17:21. 参照)。御子は、聖霊の力のうちに、この世で生きた最後まで愛し抜かれて(ヨハネ伝 13:1. 参照)、この生命を御自分を信ずる人々にコミュニケーションされる。この統一は、三位一体の神と人間の生命との交わりの源であり、形である。キリスト者がこの互いの愛の法を生きて、「父と子が一つであるように」一つであるならば、その結果は、「世

は、御子が父によって遣わされたことを信じるようになる」(ヨハネ伝 17:21.)、「キリスト者がキリストの弟子であることを皆が知るようになる」(ヨハネ伝 13:35.)。[しかし]不幸にも、現実はそうはならなかった。」特に過去千年の間にキリスト者の間には大きな分裂が起った。

中でも主要な分裂は、東方教会と西方教会との分裂(11世紀)と西方教会における「宗教改革」(4世紀後)である。これらのさまざまな分裂は、その源泉、場所、時や問題の性格、重さに違いがある。しかし、「自然を超える愛、即ち、アガペの欠如が両方の分裂に共通していたと思われる。この愛は福音の最高の掟であり、これがなければ、それ以外のものはすべて「騒がしいどら、やかましいシンバル」(コリント前書 13:1.)にすぎないとすれば、この欠如は、甦った方、教会と歴史の主の御前で本当に真剣に考えてみなければならない。この欠如を認めたが故に、教皇パウロ6世は、神と、「わたしたち(カトリック教会)によって」傷つけられたと感じたであろう「分離した兄弟」との赦しを求めたのである。」

「1965年、第二ヴァティカン公会議が作り出した雰囲気の中で、〔東方正教会〕総主教アテナゴラスは、パウロ6世との対話において、対立、相互不信、敵対に溢れた歴史の後では極めて不可欠な互いの愛の復活の主題を強調した。……1965年の出来事(1965年12月7日には遂に、1054年に東西両教会の間で行なわれた〔相互の〕破門の撤回に結実する)は、それ以前の相互排斥に含まれていた過ちを告白して、過去の記憶を清め、新しい記憶を作り出したことを意味している。この新しい記憶の基礎は、互いの愛、あるいはより適切には、その愛を生きようとする覚悟の復活以外のものではありえない。……このようにして、記憶はわたしたちを過去の牢獄から解放し、カトリックと正教会に、また、カトリックとプロテスタントに、新しい掟により適った未来の建築者になれと呼びかける。この新しい記憶を証しする教皇パウロ6世と総主教アテナゴラスの言葉は、この意味で模範的である。」

「キリスト者の統一への道にとって特に問題があるのは、文化の要因、歴史の条件に、また、キリスト者間の分離と相互不信を養う偏見に、それらが信仰の事柄とは何の関わりもないとしても、導かれようとする——あるいは決定されようとする——誘惑である。教会の子らは、自分の良心を誠実に吟味して、自分が統一への命令に従おうと積極的に覚悟を決めて「内的回心」を生きているかどうかを考えるべきである。なぜなら、「統一への欲求が生まれ、成長して成熟に至るのは、心のあり方を新たにすること(エフェソ書 4:23. 参照)から、自己否定と豊かな愛からだ」からです。」公会議の終りから今日

に至るまで、カトリック教徒の中に、この統一へのメッセージに抵抗する者がいたことは事実である。しかし、「へりくだった祈りとともにわたしたちは、神と分離した兄弟との赦しを求め、また、自分たちを侵害する人々を赦す。」

5.3. 真理に仕える時の強制力の使用

加えて、「福音の宣布あるいは信仰の統一擁護などのよい目的を追求する時に」「不寛容と更には強制力の使用さえ」、また、「それらに対する黙認」があった。更に、「さまざまな歴史状況の中で不正や暴力を非難〔すべき時に、弱さや判断の誤りの故に〕しなかった」ということがある。

「〔歴史的-批判的探究により〕事実が確定されたならば、その客観的意義、また、その霊と道徳における価値を評価することが必要であろう。こうしてはじめて、あらゆる形の神話的記憶を斥けて、公正な批判的記憶に辿り着き、——信仰の光の中で——回心と再生の果実を生み出すことができる。」ここから「真理は、それ自身の真理の力による以外に受け容れられることはありえない。それはやさしさと力とによって心をかちとる。」という公会議の崇高な原則が導き出される。

5.4. キリスト者とユダヤ人

「〔過去2000年の間の〕ユダヤ人に対する数多くのキリスト者の敵意や不信は、悲しい歴史事実であり、「イエスはダビデの子孫であり、聖処女マリアや使徒はユダヤ人であり、……ユダヤ人は……いわば「わたしたちの兄」である」という事実を知っているキリスト者には、深い後悔の原因である。」

「ユダヤ人大虐殺は、確かに、ナチズムという異教のイデオロギー、即ち、ユダヤ人の信仰を軽蔑するだけでなく、ユダヤ人の人間としての尊厳そのものを否定する無慈悲な反ユダヤ主義に動かされたイデオロギーの結果であった。……自分の生命をかけて隣人であるユダヤ人を救い、助けた多くのキリスト者がいたことに疑いはない。しかしながら、「そのような勇気ある男女のかたわらで、別のキリスト者たちの霊における抵抗や具体的な行為は、キリストに従う者から当然に期待されるものではなかった」こともまた真実だと思われる。この事実は、今日のあらゆるキリスト者の良心に対する呼びかけを作り出して、「悔い改めの行ない」を要求し、ユダヤ人に加えられた傷害の「道徳的、宗教的記憶」を持ち続けるとともに、「心を新たにして自分を変える」（ロマ書 12：2.）努力を強める刺激となる。」

5.5. 現在の悪に対するわたしたちの責任

現代における影としては、「多くの形での神の否定という現象」がある。これと関連す

る「宗教に対する無関心、人間生活の超経験的感覚の欠如の蔓延、現世主義の風潮、倫理における相対主義、墮胎賛成立法において是認されている生まれる前の子どもの生命への権利の否定、貧しい人々の叫びに対する大きな無関心」などの「否定的現象」がある。

このような無神論の諸形態に対し信者もまた責任がある。なぜならば、無神論の原因の一つには「宗教信仰に対する批判的反応」があるからである。

「神の本当の顔は、イエス・キリストにおいて啓示された。こうして、キリスト者はこの顔を知るといふ計り知ることのできない恵みを与えられている。しかし同時に、キリスト者は生ける神の本当の顔を他者に示すように生きる責任がある。彼等は「神は愛（アガペ）である」（ヨハネ第一書 4：8. 16.）という真理をこの世に輝かすよう召されている。神は愛であるから、神はまた三位一体のペルソナである。このペルソナの生命は、三つのペルソナの間の愛における互いの限りないコミュニケーション〔交わり〕にある。このことから、キリスト者が神は愛であるという真理を輝かすことができる最善の道は、彼等の間の互いの愛によってであるということがわかる。……（ヨハネ伝 13：35.）。この故に、「キリスト者が信仰における自分の訓練を怠り、あるいは間違った教えを教え、あるいは宗教、道徳、社会生活において欠けるところがあるならば」しばしば「その程度に応じて、神と宗教の真の顔を啓示するよりはむしろ隠していると言われなければならない」……。」

「過去のキリスト者の上述の過ちのことを言うということは、その過ちを救い主キリストに告白するだけではなくて、歴史の主をその慈悲深い愛の故に賛美することでもある……。キリスト者は事実、罪の存在だけを信じているのではなくて、また、とりわけ罪の赦しをも信じている。加えて、これらの過ちを思い起すことは、わたしたちより前に良いこと悪いことの両方において真理の道を歩いた人々とわたしたちとの連帯を受け容れることである。それは、現在の人々に対し、回心して福音の要請に応えることの力強い理由を示し、互いの和解への道を開く神の赦しを懇請するに必要な導入部を与える。」

6. 司牧と伝道の視点

6.1. 司牧における目的

過去の過ちを認めることの、司牧における理由。

「第一に、これらの行ないは、記憶の清めへと向かう。これは、……過去の新しい評価を目指す過程であり、現在にかなりの影響を及ぼすことができる。なぜなら、過去の罪はしばしば現在においてもその重みを感じさせ、誘惑として残っているからである。とりわけ、受けた悪に対するありうる恨みの原因や過去になされたことから生じた否定的影響を、

過去の言葉や行為によって傷つけられたと感じている人々との間の対話や忍耐強い相互理解追求の結果取り除くことができるならば、それらが取り除かれるということは、教会共同体が真理に従う和解と平和を通して聖性において成長するのを助けることができる。教皇が強調しているように、「過去の弱さを認めるということは、誠実と勇気の行ないである、それはわたしたちを助けてその信仰を強め、わたしたちを目覚めさせて現在の誘惑や問題に立ち向かわせ、それらに会う準備をさせる。」

「第一のものと密接に結びついている司牧における第二の目的は、神の民の絶えざる改革の推進である。……洗礼を受けたすべての人々は、「教会に関してキリストの意志に対する自分の忠誠を吟味し、命じられているように、再生と改革の仕事を熱心に行なう」ことが求められている。本当の改革と真の再生の規準は神の民に関わる神の意志への忠誠でなければならない。それは、現在の過ちに関わっているにせよ、過去から受け継いだものに関わっているにせよ、神の意志から引き離すすべてのものから自分を解き放そうとする誠実な努力を前提にしている。」

更なる目的は、「教会がこれまで持ち、今も持ち続けている歴史の中での神の体験に基づいて、慈悲の神と自由を与え救いをもたらす神の真理とを証しすることである。」また、キリスト者が主の前にへりくだって立ち、現代の悪に対する自分たちの責任を吟味することは、救いの真理に従ってそれらの悪を乗り越える助けとなる。

6.2. 教会との関わり

「何よりも、教会の悔い改めの行ないが受け入れられる過程はさまざまであるということ考慮に入れることが必要である。なぜなら、この過程は、宗教、文化、政治、社会、個人の文脈によってさまざまであるからである。……ある文脈を持つ歴史と結びついた出来事や言葉は普遍的な意味を必ずしも持っていない、逆に、特定の神学及び司牧の視点によって規定された行ないが福音を広げるのに強力な重要性を持つことがあった……。その上、そのような行ないの霊における恩恵とそのような行ないが生み出さうる損失との関係の評価が必要である。その時にメディアが教会の陳述の特定の面に与えるかもしれない不当な強調をも考慮に入れる必要がある。「信仰の弱い人」を賢明と愛をもって喜んで迎え、配慮し、支えなさいという使徒パウロの忠告をいつも思い起すべきである（ロマ書 14：1. 参照）。特に、東方教会やキリスト者の存在が少数派である大陸や国にある教会の歴史、基本的性格、現状に注意を払わなければならない。」

過去の過ちについて話をするよう召されている適切な主体を、地域の司教であれ、ローマの司教であれ、明確にすることが必要である。この点では、教会における教導権と権威

との区別（権威の行ないのすべてが教会の教導権としての価値を持つてはいないということ）を考慮に入れることが適切である。

「赦しへの懇請がいかなるものであれ、それが向けられている者は神であるということ、また、受け手が人間である場合——とりわけ教会共同体の内部あるいは外部の人間の集団である場合——その相手を適切な歴史的及び神学的認識、判断によって確定しなければならない、それは本当に適切な償いの行ないを実現するためであり、また、彼等に教会の子らの善意と真理への愛を証しするためであるということを経験する必要がある。このことが達成されるのは、両当事者の間に、過ちの認識と過ちに対する悔い改めと結びついた可能な和解へと向かう、対話と相互関係がどの程度あるかによっている。しかしながら、相互関係は——時には、対話相手の宗教信念の故に不可能である——不可欠の条件と考えることはできないこと、また、愛の無償は一方の側の主導において表われることがよくあるということをおぼろげに忘るべきではない。」

「ありうる償いの行ないは、時間を通して生きてきた責任の認識と結びつかなければならない。それ故にそれは、有効な和解（例えば、分離したキリスト者の間の）にとって価値があると同時に、象徴的・預言的性格を帯びるであろう。また、この行ないの規定においては、その行ないが向けられている人々が差し出す合法の要請に耳を傾けることによって、その人々との共同研究が行なわれることが望ましい。」

「教育の次元では、根拠のない自己非難を作り出すことを避けるとともに、他者に対する否定的イメージを永続させることを避けることが重要である。このことは、信仰を持つ者にとって、過去の悪に責任を負うということは、十字架につけられ、甦られたキリストの——キリストはすべての人間の罪を御自分に引き受けられた——神秘に与ることであるということを経験することによって得られる。キリストの復活の神秘に根差したこのような解釈は、生きた信仰をもって赦しへの懇請に関わりあうすべての人々——懇請する主体も、懇請が向けられている人々も——に特定の仕方で解放、和解、喜びの実を成らせることができる。」

6.3. 対話と伝道との関わり

「教会の伝道努力の次元では、このような行ないが否定的な面の悪を強調することによって福音宣教の熱意の減少をもたらすことのないことが重要である。同時に、そのような行ないは真理に対する従順から生じて、和解の果実産出へと向かうものであるから、キリスト教のメッセージの信頼性を強めることができる……。特に、……教会外伝道に携わっている者は、そのような行ないを持ち出そうとする時に、人々がそれを受け容れることが

できるかどうかを照らして、その地域の文脈を注意深く考慮すべきである（こうして、例えば、ヨーロッパの教会の歴史の諸側面は、多くの非ヨーロッパの人々にとってはほとんど意味を持っていないということがわかるのも当然のことである。）」

「キリスト教一致運動に関しては、教会の悔い改めの行ないの目的は、主が望まれている一致以外のものではありえない。従って、この行ないは相互的であることが望まれる。時には、預言の行ないが一方の側の、完全に無償の主導を要求することがありうるとしても。」

「諸宗教との相互関係の次元では、キリストを信ずる者にとっては、教会が過去の悪を認めることは福音への忠誠の要求と一致し、従って、イエスが啓示した神の真理と慈悲に対する信仰の光輝く証しとなる……。避けなければならないのは、この行ないはキリスト教に対するありうる偏見の確認であると誤解されることである。この悔い改めの行ないが他の宗教の構成員を励まして、その人々が自分たちの過去の過ちを認めるに至るならば、それもまた望ましいことであろう。人間の歴史が暴力、民族虐殺、人間の権利や民族の権利の侵害、弱者搾取と強者賛美に満ちているように、さまざまな宗教の歴史にも、不寛容、迷信、不正な権力との協同、良心の尊厳と自由の否定がまとわりついている。キリスト者も例外ではなかったのであり、キリスト者は、人間はすべて神の前に罪人であるということを知っている。」

「諸文化との対話においては、とりわけ……悔い改めと赦しという観念の複雑さと多様性を心にとどめておかねばならない。どの場合にも、教会が過去の過ちに責任を負うということは、福音に照らして説明され、慈悲の啓示であり赦しの源である、十字架につけられた主が示されていることに照らして説明されなければならない。このことが時間と空間を通しての統一としての教会共同体の本性の説明に付け加えられなければならない。」「現在の、とりわけ西洋の文化の文脈においては、記憶の清めへの招きは、信者と非信者を共に、共通の目標へと向かう仕事に関わらせる……。この共通の努力は、それ自体が既に真理への従順の確実な証しである。」

「最後に、世俗社会との関係では、恵みの秘義としての教会と時間の中のあらゆる人間社会との違いが考慮されなければならない。〔世俗社会の自律は十分に配慮される〕、しかしながら、赦しへの教会の懇請が持つ模範としての性格もまた、その結果生ずるであろう記憶の清めと和解への同様の歩みを〔世俗社会における悲劇的紛争など〕それが緊急に必要な他の状況において踏み出させる刺激と合わせて、強調されなければならない。」

結 び

「過去の悪に対するどんな形の悔い改めにおいても、また、それと結びついた特定のどの態度においても、教会はまず第一に神に話しかけ、神とその慈悲に栄光を与えようとする……。まさにこのようにして教会は、生ける神との信仰に満ちた誓約において生命の充実へと召された人間の尊厳を祝福することができる。「神の栄光は充実した生命を生きている人間であり、人間の生命は神の目に見える姿である。」そのような行ないによって教会はまた、わたしたちを自由にする真理の力に対する信頼を証ししている（ヨハネ伝 8：32. 参照）。教会の「赦しの懇請は、偽りの謙遜の表現、あるいは、教会二千年の歴史の否定と理解されてはならない。教会の歴史は、愛、文化、聖性の領域で価値豊かであることは確実である。教会は、自分の歴史を否定するのではなくて、真理の当然の要請に答えて、その積極的な面だけでなく、さまざまな世代のキリストの弟子の人間としての限界と弱さをも認める。」真理を認めることは、和解と平和の源である。……教会は、真理に対する自らの責任の故に、「新しい千年紀の敷居をまたぐ時に、自分の子らが悔い改めを通して、過去の誤りと背信、矛盾、行為の怠慢の事例を自分の中から取り除き、自らを清めるよう励まざるをえない。過去の弱さを認めることは、誠実と勇気の行ないである……」。それはすべての人間に新しい未来を開く。」

Ⅱ. 考 察

この文書『記憶と和解』のテーマである「記憶の清めと和解」即ち「過去の出来事の歴史的、神学的評価を新たに行なうことを通して、個人及び共同体の良心を過去の過ちの遺産であるあらゆる形の恨みと暴力から解き放ち」、「現在も生き続けている過去の過ちの結果に関わって罪を認めて和解を作り出す」（序）ということは、無原則の妥協によってできることではない。無原則の妥協は、一時の、うわべだけの和解しか作らない。永続きする、しっかりとした土台を持つ和解の根底には、「真理に対する従順」（6）がなければならない。「真理を認めることは、和解と平和の源である。」（結び）

真理を認めるには、二つの段階がある。まず、事実が何であったかを、手に入れることができるあらゆる情報を使って、「信条やイデオロギーの先入観を取り除いた、忍耐強い、誠実な、学問研究による再構成」（4）によって知ること（歴史的判断）が必要である。次に、こうして確認された事実が神の真理、即ち、「自由を与え救いをもたらす」福音と一致しているかどうかの判断（神学的判断）が必要である。（4）

福音の核心は、神が聖書に啓示された、心から認めた罪に対する神の赦しと神の掟「自

然を超える愛、アガペ」である。「記憶の清めと和解」は、従って、神に召されて、神の超経験的な永遠の原理である愛（アガペ）を知り、利己心による罪を赦されて、回心、再生し、心のあり方を新たにしてアガペを生きようと覚悟した人間によってはじめて可能となる。人間は、弱さや判断の誤りから、罪を犯さざるをえない存在である。しかし、キリストを信ずる者は、神の慈愛と赦しは限りないことを知っている。そうして神に罪を赦された人間は、悔い改めと再生、愛の道を歩くことができる。(2.5.)

神はこうして聖書において、罪の赦し、再生と愛への道を示されている。更に、それを基に、一人一人の人間の生命の尊厳を示し、この生命の尊厳をこの世において実現すること、不正と不寛容を斥けて、「ヨベルの年」(レビ記)に見られる「神の原初の創造計画の秩序」即ち「社会正義」を確立することを指し示しておられる。(2)

過去において「教会の子らの行ないがイエス・キリストの福音と重要な点で矛盾していたと思われる例」として、この文書は、1. 「キリスト者の分裂」(特に、東方教会と西方教会の分裂、西方教会における宗教改革)、2. 「真理に仕える時の強制力の使用」(福音の宣布あるいは信仰の統一擁護などのよい目的を追求する時の「不寛容あるいは強制力の使用」、更に広く「不正や暴力を批難〔すべき時に、弱さや判断の誤りの故に〕しなかった」ということ)、3. 「ユダヤ人に対する敵意や不信」を挙げている。(5)

教会は自分の子らによる過去のこれらの行ないの過ちを認めて、それに対する神の赦しを求め、神に赦された人々は神の意志に従い、自分たちを傷つけた者を赦し、更に、傷つけられた人々の赦し(和解)を求めるといふこの文書の主題は、上述のキリスト教の根底の教えに組みこまれている。

しかし、聖書におけるこの教えがキリスト教の核心であるということは、キリスト教の成立以来変ってはいない。そうであれば、近代以前のカトリック教会のあり方とこの文書に示された考えとは、基本的にはどこに違いがあるのか。それは、レビ記において「ヨベルの年」がイスラエルの人々の間のことであったように、近代以前のカトリック教会において、愛は、観念としては誰彼を問わずどの人間に対しても与えられるべき普遍的な愛であることに変りはなかったけれども、現実の行ないにおいては、カトリック教会の信仰は神の啓示に基づく信仰であると考えて、何よりもこの信仰を同じくする人々の中での愛であった、その結果、異教や異端の人々に対しては教会分裂、十字軍、異端審問、不正な権力との協同などを真の信仰に基づく行為として行なってきたということである。それに対して、この文書は、信仰を同じくする人々の中での愛を重視し、それを踏まえているけれども、自分たちとは異なる信仰、即ち、従来異教や異端とされてきた信仰が独自の根拠、

価値を持っていることを認めて、それらの信仰を持つ人々との間にコミュニケーションを通して交わり、秩序をできるならば作り出し、社会正義を広くさまざまな信仰を持つ人々の間に実現しようとしている、言い換えれば、信仰を異にする人々に対する愛と寛容、信仰や信念の内容を問わず、一人一人の人間の尊厳に対する配慮は神の意志であるということを受け容れているという点で、近代以前のカトリック教会のあり方とは大きな違いがある。

カトリック教会が近代以前のあり方を抜け出して、この文書に書かれている上述の態度を明確に表現したのは、第二ヴァティカン公会議（1962-1965）においてはじめてである。

この公会議の「キリスト教以外の宗教に対する教会の関係に関する宣言」（1965.10.28.）³⁾は次のように定めている。

カトリック教会は、「道であり、真理であり、命である」キリスト（ヨハネ伝 14：6.）、神がすべてのものを御自分と和解させられた原点であるキリスト（コリント後書 5：18-19.）を説いている。しかし、「キリスト教以外の宗教における、真理であり聖であるもののどれをも排斥しない。自分が持ち、説いていることとは食い違っているところが多いとしても、すべての人間に光を与える真理の輝きを映しているところが多い、行為や生活の仕方、戒めや教えを尊重する。」「従って、〔カトリック教会は〕教会のすべての子らに対し、賢明と愛をもって、他の宗教の信者との対話と協力を通して、キリスト者の信仰と生活の仕方を証しして、彼等〔他宗教の信者〕の間に見出される霊と道徳のよいものを、また、社会-文化における価値あるものを認め、維持し、大きくするよう求める。」

「キリストが進んで、限りない愛をもって受難と死に身を委ねたのは、すべての人間の罪の故であり、すべての人間が救いを得るためである。……わたしたちは、神の似姿に作られた人々の或る者に対し兄弟姉妹のように振舞うことを拒否するならば、すべての人間の父である神を呼び求めることはできない。……「愛することのない者は神を知りません。」（ヨハネ第一書 4：8.）従って、人間の尊厳とそれに基づく権利に関わって、人と人との間に、民族と民族との間に区別立てをする理論や実践は根拠がない。」

これは、ジョン・ロック（1632-1704）その他の人々が当時のカトリックやその他の教会を批判して主張した宗教寛容の思想と大きく重なり合う考えである。

『記憶と和解』は、従って、そこで取り上げた過去の過ちの根元には、信仰を異にする人々に対する愛（アガペ）の欠如があったことを認めて、そのことに対して神の赦しを求めるとともに、長い間の対立、相互不信、敵対の後では、「互いの愛（アガペ）、あるいは

3) *Decrees of the Ecumenical Councils*, pp.968-971.

より適切には、その愛を生きようとする覚悟の復活」こそが過去の記憶を清め、新しい記憶を作り出して和解の形成を可能にする基礎であることを指摘している。これは、自分の教会という限られた共同体の人々の間だけでの愛と正義は、それを愛と正義とは正反対のものに変えてしまうことがあったという、カトリック教会の長い年月にわたる経験を踏まえている。

この開かれた愛と正義の態度は、宗教信仰の自由を認めるということと密接に結びついている。第二ヴァティカン公会議は、キリストにあって一つである「普遍、使徒の教会の統一」を真理と救いの要と考えるとともに、「人間の尊厳」「人間の自然」に基づく「宗教信仰の自由」を認めて、「宗教信仰の自由に関する宣言」(1965. 12. 7.)⁴⁾で次のように言っている。

「人間は宗教信仰の自由に対する権利を持っている」、「[自分の良心に従う] 宗教信仰に対する権利は、神の啓示の言葉〔キリストや使徒における信仰強制の否定〕及び理性それ自身から知られるように、人間の尊厳〔あるいは人間の自然〕にしかと基づいている」、従って、「当然の社会秩序〔言い換えれば、「他者の権利、他者に対する自分の義務、万人に共通の善に対する配慮〕が維持される限り、〔宗教信仰において人間あるいは人間の集団によって強制されないという〕この権利の行使は〔どの人間においても〕奪われるべきではない」。

この態度はまた、カトリック教会の教会観にも大きな影響を与えている、あるいは、与えることになるはずだと言える。

『記憶と和解』は、教会について、従来の教会観を踏まえて次のように書いている。「教会は、御子のいけにえと聖霊の賜物によって、父により聖なるものとされている」、しかし、罪のない「栄光の教会」は天においてはじめて実現する究極の目標である。地上の教会の構成員は、聖職者を含めて、罪人である。従って、教会は、それ自体が罪を犯す主体ではないけれども、教会の子らの過ちを認め、引き受ける「母なる教会」であり、「常に清めを必要としており、絶えず悔い改めと再生の道を歩いている。」⁵⁾

しかし、カトリック教会には、この考えと共に、自分達の教会は神の啓示を基にした神の真の教会であるという、教会の核にある信念を基にして、古くから、「啓示された真理の管理者」「教会」や「キリストの代理人」「ペトロの後継者」「教皇」の信仰と道徳に関わる決定は絶対に誤ることがないという考えがあった。公会議の決定としては、第一ヴァ

4) Do., pp.1001-1011.

5) Cf. Do., p.888. p.891.

ティカン公会議（1870）教令における「教皇がその聖座から信仰や道徳に関わる教えを定める時、教皇は神の助けにより不可謬である」という定めがある⁶⁾。その故に、カトリック教会及びその構成員は長い間、「神は〔すべての人間に対する〕愛である」という啓示の教えを信じ、受け容れていたにもかかわらず、公会議や教皇の決定に基づく「異教、異端に対する強制力の使用、弾圧」は神の命令に従う行為であって、罪ある行為ではないと考えてきた。教会の過去の過ちを認めた第二ヴァティカン公会議の教令においても、第一ヴァティカン公会議のこの教皇不可謬の定めは改めて確認されており、この定めを基にしてさまざまな決定がなされたと考えられている⁷⁾。

しかし、教会の過去の過ちを『記憶と和解』におけるように認めるということは、聖座にある教皇が誤りうることを認めるということを含んでおり、従って、「教皇は聖座から信仰や道徳の教えを定める時不可謬」という考えとは相容れない。それ故に、聖職者を含む教会構成員の過去の過ちを認めるこの文書は、地上の教会や教皇の決定は絶対に誤ることがないという考えを（捨ててはいないけれども）過去の過ちと直接結びつけて書いてはいない。逆に言えば、この故にこそ、教会、教皇の不可謬を教会の要と考えるカトリック信徒は、この文書の考えに反対であったのであろう。

私は、『中世イングランド宗教史 正統と異端 1066-1307』において、この文書で指摘されている「過去の過ち」のうち、中世における強制力の使用（異端弾圧と十字軍）及びユダヤ人問題について実情を少しではあるが明らかにした。これらの問題に対するカトリック教会の長年の異端、異教排斥の歴史を顧みる時、教会がこれらの行ないを悪、過ちと断じて神の赦しを求めるということは、この文書作成を主導した教皇ヨハネ・パウロ2世（在位1978-2005）はもとより、既に第二ヴァティカン公会議以前からこのことの必要を認める多くの教会構成員が長い間にわたって、さまざまな抵抗に抗して積み重ねてきた「誠実と勇気の行ない」の結実であることを私は認める。これらの人々は、教会構成員の過去の過ちを認め、神の赦しを求めて和解に向かうことなしに、教会の再生はありえないと考え

6) Do., pp.811-816.

スティリングフリートは、当時のカトリック教会において、教皇の「個人としての、一人の教会博士としての判断」(この場合、他者をもその判断の受け容れへと義務づけない)と「裁き手としての、普遍的牧者としての判断」(この場合、他者を義務づける)とを区別して、「後者の場合に教皇は不可謬」という考えがあることを指摘している。スティリングフリートはこの考えについて、個人的に誤っている教皇でも裁き手としては誤ることがないということになる、矛盾、不条理の考えであると書いている (Edward Stillingfleet, *A Rational Account of the Grounds of Protestant Religion*, London, 1665, II, I, pp.319-320. Cf. Do., II, IV, p.374.)。また、教皇が「聖座から定める」とは、教皇が枢機卿 (の一部あるいは全体) と共に定めることか、一人で定めることか、カトリック教会の中に考えの違いがあって、その意味は明確でないと述べている (Do., I, V, p.121. Cf. Do., III, II, pp.547-548.)。

7) Do., p.863. pp.869-870.

たと言える。そこには、神に祈り、自分の良心に聴き、教皇不可謬にとらわれずに、より自由に真理を求める心がある。

信仰、信念が異なる人々、共同体の間で長い間不信、敵対関係があった後、現実の和解に至るには、幾つもの大きな困難があり、長年にわたり挫折にめげない熱意、覚悟が必要である。同時に、上述の問題よりも新しい時期の問題に関しても同じ原理を基に吟味されるべきことは当然である。このような教会の態度は、とりわけ現代社会における不正と不寛容に対する教会の取り組みにも影響を及ぼすと考えられる。

この文書は、カトリック教会の教えと教会の長年の歴史を前提にしている。しかし、真理を追究し、あるいは、公共の善を追求するさまざまな共同体、集団は、カトリック教会と基本的には同じ問題に直面している。社会の形成、また、よりよい社会の形成はどのようにして可能であるか、それには何が必要かを見据えたこの文書は、考え方の基礎に違いがある共同体、集団の人々に対しても多くのことを示唆し、この問題解明の一つの原型となることができる。とりわけ人間に利己主義以外の原理を認めず、利己主義が抑制の拠り所を持たないまま蔓延して、互いの過ちによる対立、不信が生じ、あるいは平和の崩壊に直面しているところでは、基本的な要素として何が欠けているのかをこの文書は明確に示している。

—2006.10.2受稿—